

事務局通信

一般社団法人鍼灸マッサージ師会事務局ニュースNo.76号

【発行】平成22年3月29日

住所〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-24-7

代々木グリーンハイム210号

TEL 03-3299-5276 FAX 03-3299-5275

一般社団法人 鍼灸マッサージ師会

koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

理事会、部会の増員強化へご協力を

21年度の事業が終了し、総会開催の時期となりました。昨年につづき5月の第3週の日曜日16日と予定されています。今年度の総会は、役員改選年度ですから理事の選出、選挙各部会員の補充を行います。

理事にいろいろな事業が集中しており、しかも高齢化がすすんでいます。今後の会の成長、発展を考えると理事会や部会の増員、強化が不可欠と考えます。今後、事業活動の広がりのためには、新しいみなさんがぜひとも理事会、部会へ参加してください。

規約で規定されている部会には次のような部会があります。

- ・ 財政部 (財務状況の管理を行う)
- ・ 組織部 (組織強化諸対策案の作成、推進を図る)
- ・ 総務広報部 (広報誌、パンフレット等宣伝物の作成および発行を行い)
(理事会議決等諸文書の管理、会員への徹底をすすめる)
- ・ 学術部 (東洋医学の研修、啓蒙の活動等をすすめる)
- ・ 保険部 (医療保険取扱事業の推進、医療保険の改善の調査研究をすすめる)
- ・ 在宅ケア部 (手技療法について調査研究、会員の研修、啓蒙の活動 をすすめる)
- ・ 厚生部 (会員の福利厚生、会員交流の推進を行う)
- ・ 渉外部 (他団体、行政との交流、および共通する問題解決の運動推進にあたる)
- ・ 安全管理部 (事務局長直属の部会とし療養費支給申請システム、ホームページ、セミナー等情報、会の安全管理の企画と立案、分析を行う)
- ・ 在宅リハビリマッサージ事業部 (往診業務の確保、充実 往診業務の向上)
(規約に示された部会に加えて、2月14日の理事会で在宅リハビリマッサージ事業部の設立を行うことを決めました)

会員のみなさん、それぞれ各自が関心のある問題を取り組む部会に参加して下さい。理事会も部会も相互に交代して、会員それぞれがなんらかの役割を持って会の運営に参加する会にしましょう。本年度理事の選出、部会員の補充にあたり積極的な参加をお願いいたします。



変形徒手矯正術とマッサージの重複申請問題

すでにお知らせしましたが、2月22日一般社団法人鍼灸マッサージ師会と神奈川県鍼灸マッサージ協同組合が協力し、変形徒手矯正術とマッサージの併給停止について、埼玉県後期高齢者医療広域連合と埼玉県国保医療課に見解を正しました。

埼玉県後期高齢者医療広域連合の見澤給付課長と平山主席主査に面会し、変形徒手矯正術とマッサージは手技が違うものであり併給を引き続き認めるよう要請しました。見澤給付課長と平山主席主査からは、治療内容については解らないが県の指示であるとの見解が繰り返され、併給停止の理由の説明はされませんでした。そのため埼玉県国保医療課を訪問し、併給停止の理由を明確にするよう求めた要望書を提出してきました。われわれの要望について県担当者との話し合いの内容についてお知らせします。

埼玉県と電話のやり取り

平成22年3月4日 清水一雄

埼玉県保健医療部国保医療課 井上氏と3月1日夕方電話にて話す。

2月22日埼玉県へ訪問した時井上氏は不在。

(井上氏) 埼玉県後期高齢者医療広域連合が変形徒手矯正術とマッサージの重複申請において平成22年1月支給決定分(平成21年11月請求分)からの重複分を遡って減額すると言っておりましたか。

(清水) 言っていました。それも県の指導によってと。埼玉県後期高齢者医療広域連合から重複分を遡って減額する等内容を通知文として出してきた。

(井上氏) 埼玉県としては埼玉県後期高齢者医療広域連合へそのようにしなさいといった指導はしていない。重複分の払い戻しに関しては一切触れていない。

(清水) 1月18日に県主催で変形徒手矯正術とマッサージの重複申請の説明会を行ったのが原因になっているのではないか。

(井上氏) 厚労省は変形徒手矯正術にはマッサージが含まれているという解釈をしているので、県としてはそれに従いたい。

(清水) 関東では埼玉県が一番正しい解釈をしているのに、どうして間違った解釈をされようとするのか。もともと厚労省の見解が間違っている。

変形徒手矯正術とマッサージはまったく別の手技であり、変形徒手矯正術にマッサージが含まれる解釈そのものが理屈に合わない。

また、説明会には保険者のみ対照にするのでなく、施術師団体への呼び掛けもして意見を聞くべきではないか。

(井上氏) 説明会は各保険者対象で、施術師団体へは呼び掛けていない。

(清水) 変形徒手矯正術にマッサージが含まれるという重複といわれるが変形徒手矯正術とはどういうものですか。

(井上氏)

(清水) 「変形徒手矯正術とは」を理解して進めていただきたい。曖昧にして進めるとどんどん間違った方向へ行ってしまう。埼玉県として厚労省に従うだけでなく問題提起をしていただきたい。もともと正しい解釈をしていたわけですから。

また支給基準にない事を行うのは問題である。

お伺いしたときに埼玉県後期高齢者医療広域連合さんに提出した質問書に対する見解を県として文章にて出していきたい。

(井上氏) 埼玉県として後日文章にて返事いたします。

今月の書籍紹介



第一章 必要な薬と不要な薬

- ① 「たかが・・・」とあなどるなかれ
- ② 薬で、“病气”にさせられる
- ③ 容易な使用は逆効果
- ④ 慢性疾患、長期使用にご用心
- ⑤ いらぬ薬が多すぎる
- ⑥ 有効な薬がない・少ない
- ⑦ すばらしい薬だけ

第三章 薬の未来を考える

抗がん剤とうまくつきあうにはどうすればいいか

副作用の初期症状を見逃さない

良い薬は生まれる？薬の暴走は止められる？

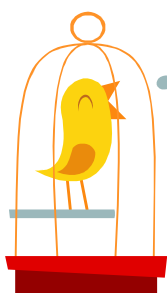
第二章 薬局・コンビニの薬

リアップで死亡、かぜ薬で間質性肺炎

コンビニで買える医薬部外品、ここが危ない！

すべてのがんを増やすフッ素は、有害無用

急激に現れる副反応には気づきやすいですが、徐々に何となく調子が悪いというように現れる副反応は、薬によるものなのかなかなか判断できずに重篤になることも。薬の利点と悪い点を知って、薬に頼らない体でいることが大事。健康維持、病气予防のために鍼灸あん摩マッサージの役割は大切ですね！



見てね！

ホームページのアドレスが変わりました！

<http://www.hoshinren.jp/> です。

ホームページ改善のため、皆様のご意見ご感想をお寄せください。

療養費申請書ソフトのバージョンアップのご案内（最終） H22年3月 事務局

(1) バージョンアップ版を3月10日にリリースしました。

現ソフトは本年4月6日をもって使用できなくなりますので、まだバージョンアップをされていない方は至急お願いいたします。

2月申請をFD又はUSBメモリで申請書データを提出された場合は、媒体にサーバ変更モジュール又はアップデートモジュールを入れて返却させていただきましたのでご確認ください。

なお、FDでのサーバ変更モジュール実行後は、インターネットでのバージョンアップが必要になります。インターネット環境が利用できない場合は、CD-ROMの購入をご検討ください。

(2) CD-ROM 配布

CD-ROMを希望される場合は申込書の送付ないしFAXにて、事務局までご連絡ください。

(一式2000円、消費税込)

- ・1会員1枚のみ
- ・Windows XP/VISTA(32ビット版)とも同一媒体で提供します。
- ・Windows7(32ビット版)については、個別対応しますので事務局にご相談ください。
- ・CD-ROMは申込があった都度準備する都合上、申込から1週間程度の期間がかかります。

(3) バージョンアップの内容及び申込シートは、先月の事務局通信にあります。

事務局へPCを持ち込んでいただければ、インストールいたします。(無料、10分程度)

その他個別の対応は、事務局へご相談ください。

4月の予定			
19	月	事務局会議	13時～14時
		健康保険学習会（新入会員対象）	14時～16時
		在宅リハビリマッサージ部会	
25	日	理事会（予定）	14時～17時

5月の予定			
16	日	理事会（予定）	10時～
		定期総会	午後～
17	月	事務局会議	13時～14時
		健康保険学習会（新入会員対象）	14時～16時
		在宅リハビリマッサージ部会	
23	日	神奈川県鍼灸マッサージ協同組合定期総会	